

大阪市規則第83号

大阪市非常勤職員公務災害等補償条例施行規則の一部を改正する規則

大阪市非常勤職員公務災害等補償条例施行規則（昭和43年大阪市規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
（休業補償を行わない場合） 第5条の2 条例第7条ただし書の市規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。 （1）<u>拘禁刑若しくは拘留の刑の執行のため若しくは死刑の言渡しを受けて刑事施設（少年法（昭和23年法律第168号）第56条第3項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。）に拘置されている場合若しくは留置施設に留置されて拘禁刑若しくは拘留の刑の執行を受けている場合、労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている場合又は法廷等の秩序維持に関する法律（昭和27年法律第286号）第2条の規定による監置の裁判の執行のため監置場に留置されている場合</u> 〔2〕 略〕 別表（第3条の2関係） <u>〔表 別紙2 挿入〕</u>	（休業補償を行わない場合） 第5条の2 〔同左〕 （1）<u>懲役、禁錮若しくは拘留の刑の執行のため若しくは死刑の言渡しを受けて刑事施設（少年法（昭和23年法律第168号）第56条第3項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。）に拘置されている場合、労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている場合又は法廷等の秩序維持に関する法律（昭和27年法律第286号）第2条の規定による監置の裁判の執行のため監置場に留置されている場合</u> 〔2〕 同左〕 別表（第3条の2関係） <u>〔表 別紙1 挿入〕</u>
備考 表中及び表中に挿入される別紙の〔 〕の記載は注記である。	

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和7年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前にした行為に対する刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）若しくは旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）の刑の執行のため刑事施設（少年法（昭和23年法律第168号）第56条第3項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。以下同じ。）に拘置されている者又は留置施設に留置されて当該行為に対する懲役、禁錮若しくは旧拘留の刑の執行を受けている者に対するこの規則による改正後の大阪市非常勤職員公務災害等補償条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第5条の2第1号の規定の適用については、懲役若しくは禁錮又は旧拘留の刑の執行のため刑事施設に拘置されている者は、それぞれ拘禁刑又は拘留の刑の執行のため刑事施設に拘置されている者と、留置施設に留置されて懲役若しくは禁錮又は旧拘留の刑の執行を受けている者は、それぞれ留置施設に留置されて拘禁刑又は拘留の刑の執行を受けている者とみなす。
- 3 改正後の規則別表の規定は、この規則の施行の日以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金（以下「年金たる補償」という。）に係る補償基礎額（大阪市非常勤職員公務災害等補償条例（昭和42年大阪市条例第63号）第4条に規定する補償基礎額をいう。以下同じ。）及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

[別表 別紙 1]

年齢階層	最低限度額	最高限度額
20歳未満	5,263円	13,442円
20歳以上25歳未満	5,872円	13,442円
25歳以上30歳未満	6,380円	14,842円
30歳以上35歳未満	6,712円	17,619円
35歳以上40歳未満	7,078円	20,649円
40歳以上45歳未満	7,268円	21,971円
45歳以上50歳未満	7,433円	22,886円
50歳以上55歳未満	7,290円	24,916円
55歳以上60歳未満	6,975円	25,385円
60歳以上65歳未満	5,860円	21,314円
65歳以上70歳未満	4,060円	16,075円
70歳以上	4,060円	13,442円

[別表 別紙2]

年齢階層	最低限度額	最高限度額
20歳未満	5,499円	13,975円
20歳以上25歳未満	6,143円	13,975円
25歳以上30歳未満	6,703円	15,237円
30歳以上35歳未満	7,023円	18,016円
35歳以上40歳未満	7,326円	20,864円
40歳以上45歳未満	7,576円	22,564円
45歳以上50歳未満	7,766円	23,666円
50歳以上55歳未満	7,711円	25,354円
55歳以上60歳未満	7,348円	26,187円
60歳以上65歳未満	6,192円	22,694円
65歳以上70歳未満	4,200円	17,484円
70歳以上	4,200円	13,975円